

◇ 資 料 ◇

『1804年ナポレオン民法典』（5）

中 村 義 孝* (訳)

第 6 章 債務の証明および弁済の証明 (De la Preuve des Obligations,
et de celle du Paiement)

第1315条 債務の履行を要求する者は、債務を証明しなければならない。

債務を弁済したと主張する者は、相互に、弁済またはその債務の消滅をもたらした事実を証明しなければならない。

第1316条 文書による証拠、証言による証拠、推定、当事者の自白および宣誓についての規定は、次節以下で定められる。

第 1 節 文書による証拠 (De la Preuve littérale)

第 1 款 真正な証書 (Du titre authentique)

第1317条 公式証書 (acte authentique) とは、それが作成された場所で、その証書を作成する権限を持った公務員が受理した必要な様式を備えた証書である。

第1318条 無権限な公務員もしくはその資格のない公務員による公式証書ではない証書または様式を欠いた証書は、当事者が署名したときは私文書として有効である。

第1319条 公式証書は、契約当事者間およびその相続人または継承人の間の契約を完全に証明する。

主たる文書偽造の告訴の場合に、偽造であると主張されている証書の執行は起訴により執行を中断されなければならない。付随的になされた公式証書偽造の申し立ての場合は、裁判所は、事情によりその証書の執行を一時中断すること

* なかむら・よしたか 立命館大学名誉教授
2018年7月2日にご逝去されました。衷心より哀悼の意を表します。(編集委員会一同)

とができる。

第1320条 公式証書であれ私署証書であれ証書は、例示が規定に直接かかわる限りにおいて、例示的な文言でそこに示されたものであっても当事者間では有効である。規定とかかわらない例示は証書の端緒としてしか有効でない。

第1321条 反対証書 (contre-lettre) は、契約当事者においてしか効力をもたない。反対証書は、第三者に対しては効力がない。

第2款 私署証書 (De l'acte sous signe privé)

第1322条 私署証書は、それに異議を申し立てる者が認めたときまたは法的に認められなければならないときは、それに署名した者の間およびその相続人ならびに継承人の間では公式証書と同一の効力を有する。

第1323条 私署証書について異議を申し立てられている者は、その筆跡または署名を明白に認めるかまたは否認しなければならない。

前項の者の相続人または継承人は、その証書の筆跡または署名を知らないとし立てることができるだけである。

第1324条 当事者がその筆跡または署名を否認した場合および相続人または継承人もそれを知らないとし立てた場合は、裁判でその確認が命じられる。

第1325条 双務契約を記した私署証書は、異なった利益を有する当事者の数の正本を作成しなければ有効とはならない。

すべての者が同一の利益を有するときは、正本は1通で十分である。

それぞれの正本には作成された正本の数を記載しなければならない。

正本が数通作成されたことを記載していないときは、証書に記載された契約の自己の部分を履行した者は、その付記がないことに異議を申し立てることはできない。

第1326条 一方の当事者だけが他方の当事者に金銭または相当な物を支払うことを契約する私署の証明書または私署の約諾は、署名した者が全文を手書きしなければならない。または少なくとも私署の他に金額または物の数量を数字ではなくすべて文字で記載して証書 (un bon) または承諾 (un approuvé) と手書きしなければならない。

商人、職人、農民、ブドウ栽培者、日雇い労働者および使用人が作成した証書については除外される。

第1327条 証書 (acte) の主要部分に記載された額が証書 (bon) に記載された額と異なるときは、証書 (acte) も証書 (bon) も債務者がすべて手書きしたと

きであっても、債務はより少い額しか推定されない。但し、いずれかに錯誤が証明されたときはこの限りでない。

第1328条 私署証書は、それが登録された日、私署した者のうち1人の死亡日、封印された調書または目録の調書のような公務員が作成した証書については内容が確認された日だけが第三者に対する日付である。

第1329条 商人の帳簿は、商人でない者に対してはそこに記載された物品の供給の証拠とはならない。但し、第5節に定められる宣誓については別とする。

第1330条 商人の帳簿は、商人に対しては証拠となる。但し、そこから利益を引き出す帳簿は当事者の主張と反対の内容を記載した帳簿と分離することはできない。

第1331条 家庭の帳簿および書類は、それを記した者の利益となる証書とはならない。次の二つの場合には、それを記した者の不利益な証書となる。

1. 受領された支払いが明白に記載されている場合、
2. 債務を記載した者が自己から利益を受ける者のための証書の不足を補うために作成したということが帳簿および書類に明白に付記されている場合。

第1332条 債権者が所持している証書の末尾、余白または裏に債務者の弁済を証明することを記載したときは、署名も日付もなくとも、債務の弁済の証拠となる。

債権者が証書または受領書の複本の裏または余白、末尾に記載したときもその複本を債務者が所持するときは同様とする。

第3款 割札 (Des tailles)

第1333条 それぞれの合札 (échantillon) に相関する割札は、ばら売りおよびばら買いをする品物を確認するしきたりのある者の間では証拠となる。

第4款 証書の写し (Des copies des titres)

第1334条 証書の写しは、証書の正本が残っているときは、正本の内容であることについてしか証拠とならず、いつでも正本の提示が求められる。

第1335条 証書の正本がないときは、写しは次の区別に従って証拠となる。

1. 執行正本 (grosse) または第一謄本 (première expédition) は、正本と同様に証拠となる。裁判所、出頭した当事者または正式に呼び出された当事者もしくは当事者の面前で書かれ相互にそれを確認した者が書い

た写しについても同様とする。

2. 執行正本または第一謄本の交付後に裁判官の許可なしにまたは当事者の同意なしに写しでそれを受け取った公証人、その後任者の1人、その資格において正本の保管者である公務員が正本に書いたものは、正本が逸失している場合は、写しが旧のものであるときは証拠とすることができる。

写しが30年以上前のものであるときは旧の写しとみなされる。

写しが30年未満であるときは証拠の端緒 (commencement de preuve par écrit) としかならない。

3. 証書の正本に書かれた写しがそれを受け取った公証人、その後任者の1人、その資格において正本の保管者である公務員が正本に書いたものでないときは、それが旧のものであっても証拠の端緒としてしか証拠とはなり得ない。
4. 写しの写しは、事情により単なる情報とみなされる。

第1336条 証書を公の登録簿に登録することは、手書きの証拠の端緒としてしか証拠とはなり得ず、そのためには次の二つのことが必要である。

1. 証書が作成された年に公証人が作成した正本がすべて逸失したことまたは証書の逸失が特別な事故によることが証明されたこと、
2. 公証人の正規の目録が存在し、その目録が証書と同一の日に作成されたことを証明していること。

以上の二つのことが揃っていることにより証人による証拠が認められるときは、証書の証人であった者がなお生存している場合は、その者を審問しなければならない。

第5款 承認証書および追認証書 (Des actes récongnitifs et confirmatifs)

第1337条 承認証書 (acte récongnitif) があっても本来証書 (titre primordial) を提示しなければならない。但し、承認証書にその内容が特に記載されているときはこの限りでない。

承認証書に本来証書以上のことが記載されていてもまたは本来証書と異なったことが記載されていてもその効果はない。

但し、承認証書に複数の一致した承認があり、一貫した占有があり、そのうちの一通が30年経っているときは、債権者は本来証書の提示を免除される。

第1338条 法律が無効訴訟または取り消し訴訟を認めている債務の確認または追認の証書は、その債務の内容がそこに記載され、取り消し訴訟の動機が記載され、取り消し訴訟の根拠である瑕疵を修復する意図が記載されていなければ、有効ではない。

債務の追認証書または確認証書 (acte de ratification) が無いときは、債務が有効に追認または確認できたとき以降になされた債務の任意の履行は有効である。

法律が定めた形式で且つ一定の時期になされた確認、追認または任意の履行は、上記の訴訟に異議を申し立てる手段と抗弁の放棄をもたらす。但し、第三者の権利を侵害することはできない。

第1339条 贈与者は、確認証書によっても生前贈与の瑕疵を修復することはできない。法律が定める要式によらなければならない。法律が定めた要式で確認しなければならない。

第1340条 贈与者の相続人または承継人が行った贈与の確認、追認または任意の履行は、贈与者の死後は、様式違反またはその他の抗弁に異議を申し立てることはできない。

第2節 証言による証拠 (De la Preuve testimoniale)

第1341条 任意的寄託であっても価格が150フランを超える物の証書は、公証人の面前でまたは私署入りの書面で作成されなければならない。証書の内容に反するまたはそれ以外の証人による証拠は受理されないし、150フラン未満であっても証書作成以前、作成のときまたは作成の後に申し立てられた証拠も受理されない。

すべてのことは、商事に関する法律が規定していることに反してはならない。

第1342条 前条の規定は、元金請求以外の150フランを超える元金と結びついた利息請求訴訟に適用される。

第1343条 150フランを超える請求を申し立てた者は、たとえ最初の請求額を減じても証言による証拠を提出することは認められない。

第1344条 その額が書面により証明されていないより高額の債権の残額または債権の一部であるときは、150フランを超えない額の請求については証言による証拠は認められない。

第1345条 同一訴訟において一方の当事者が書面による資格なしに複数の請求を

し、それが150フランを超える請求でそれらを一括して請求したときは、当事者がそれらの債権が異なる原因に由来し且つ異なった時期に手続きされたと主張しても、それらの権利が別々の人からの相続、贈与またはその他にもとづくものでない限り、それについては証言による証拠は認められない。

第1346条 いかなる名義であっても書面により完全に証明されていない請求は、同一の訴状によってなさなければならず、その訴状の後には書面による証拠がないその他の請求は受理されない。

第1347条 前数条の原則は、書面による証拠の端緒があるときは例外として受理される。

被告またはその代理人が作成し申し立てた事実らしく思われるものは、書面による証書とみなされる。

第1348条 債権者に契約されていた債務の文字による証拠を債権者が手に入れることができなかったときは、前数条の原則には例外が認められる。

前項の例外は、次の場合に適用される。

1. 準契約 (quasi-contrat)、故意の不法行為 (délit) または過失による不法行為 (quasi-délit) から生じた債務、
2. その者の身分および事情に応じて火災、崩壊、反乱または海難の場合になされた必要的寄託および宿屋に宿泊していた旅行者がなした必要的寄託、
3. 書面による証書を作成することができなかったときに予見できなかった事故に際して契約された債務、
4. 債権者が、偶然の場合、予見できなかった且つ不可抗力による結果、必要な文字による証拠をなくした場合。

第3節 推定 (Des Présomptions)

第1349条 推定とは、法律または裁判官が不知の事実に対して既知の事実から引き出した結論である。

第1款 法律が定めている推定 (Des Présomptions établies par la loi)

第1350条 法的推定 (présomption légale) とは、特別法が一定の証書または一定の事実と与えた推定である。それらの証書または事実、次のものである。

1. 証書の特質により規定の不正な推定として法律が無効であると定めた

証書,

2. 一定の状況から導き出された所有権または債務からの解放を法律が定める場合,
3. 法律が既判事項に与えた権威,
4. 法律が当事者の自白または宣誓に与えた力。

第1351条 既判力は、判決の対象であることについてしか認められない。請求された事項は同一でなければならず、請求は、同一の原因にもとづかなければならず、同一の当事者の間でなければならず、同一の資格をもった当事者が同一の資格をもった当事者に対してなされなければならない。

第1352条 法的推定は、それが存在するという証拠を提出しなくてもよい。

法的推定の根拠にもとづいて法律が一定の書面を無効にしたりは訴訟を認めていないときは、法律が定める推定に対してはいかなる証拠も認められない。但し、法律が反対の証拠を認めている場合はこの限りでなく、また裁判上の宣誓および自白について定められていることも別である。

第2款 法律が定めていない推定 (Des présomptions qui ne sont point établies par la loi)

第1353条 法律が定めていない推定は、裁判官の知性と慎重さに委ねられる。裁判官は重大な、正確な且つ附合する推定でなければまた法律が証言による証拠を認めている場合でなければ、推定を認めてはならない。但し、詐欺または詐欺を理由として証書に異議が申し立てられているときはこの限りでない。

第4節 当事者の自白 (De l'Aveu de la Partie)

第1354条 一方の当事者に異議を申し立てられた自白は、裁判上のものと裁判外のものがある。

第1355条 完全に有効な裁判外の自白の申し立ては、証言による証拠が認められない請求については効力がない。

第1356条 裁判上の自白とは、一方の当事者またはその特別代理人が裁判所で行った供述をいう。

裁判上の自白は、それを行った者に対しては完全に有効である。

裁判上の自白は、それを行った者に対しては分割することはできない。

裁判上の自白は、事実の錯誤にもとづいてなされたことを証明しない限り、取り消しできない。裁判上の自白は、法律の錯誤を口実にして取り消すことは

できない。

第5節 宣誓 (Du Serment)

第1357条 裁判上の宣誓は次の2種類とする。

1. 一方の当事者が、訴訟の判決に従わせるために他方の当事者に対して求める宣誓。これを名付けて決訴的宣誓という。
2. 裁判官によりいずれかの当事者に職権で求める宣誓。

第1款 決訴的宣誓 (Du serment décisoire)

第1358条 いずれの訴訟についても決訴的宣誓を求めることができる。

第1359条 相手方当事者の一身上の事実についてでなければ決訴的宣誓を求めることはできない。

第1360条 請求についての証拠の端緒がなくともまたは請求の原因となる抗弁についての証拠の端緒がなくとも、訴訟のいかなる段階においても決訴的宣誓を求めることができる。

第1361条 宣誓を求められた者がそれを拒否しまたは相手方に宣誓の反対要求をすることに同意しないときまたは相手方が宣誓の反対要求を受けそれを拒否したときは、請求についても抗弁についても敗訴する。

第1362条 その目的である事実が双方の者の事実でなく宣誓を求められた者の一身だけのものであるときは、宣誓の反対要求をすることはできない。

第1363条 宣誓を求められまたは反対要求を受けた宣誓がなされたときは、相手方はそれが間違いである証明をすることはできない。

第1364条 宣誓を求められた当事者または反対要求を受けた当事者は、相手方が宣誓をする準備ができたときと表明したときは、宣誓の求めをまたは反対要求を取り消すことはできない。

第1365条 宣誓はそれを要求をした者およびその相続人、代理人の利益のための証拠としかならない。

連帯債権者のうちの1人が債務者に要求した宣誓は、その債権者にとってだけ債務を免除する。

主たる債務者に要求した宣誓は、同様に保証人の債務も免除する。

連帯債務者の1人に要求した宣誓は、共同債務者の債務を免除する。

保証人に要求した宣誓は、主たる債務者の債務を免除する。

前4項5項の場合には、連帯債務者または保証人の宣誓は、債務について宣

誓を求められ且つ連帯の事実または保証の事実について宣誓を求められなかったときは、他の連帯債務者または主たる債務者の債務を免除しない。

第2款 職権で求められた宣誓 (Du serment déféré d'office)

第1366条 裁判官は、その訴訟の判決に従わせるために一方の当事者に対して宣誓を求めることができまたは損害賠償の額を定めるためだけに宣誓を求めることができる。

第1367条 裁判官は、次の二つの条件が揃わなければ、請求にもとづいてまたは宣誓に異議を申し立てる抗弁にもとづいて職権による宣誓を求めすることはできない。

1. 請求または抗弁がまったく証明されていないとき、
2. 証拠がまったく欠けてはいないとき。

上記二つの場合以外は、裁判官は無条件に請求を認めるかまたは却下しなければならない。

第1368条 裁判官が当事者の一方に職権で求めた宣誓については、その当事者は、他の当事者に対して反対請求することができない。

第1369条 裁判官は、その価格を別の方法で証明することができないときでなければ、請求された物の価格についての宣誓を、原告に求めることはできない。

裁判官は、前項の場合、原告がその宣誓にもとづいて受け取るべき金額に達するまでの価格を決定しなければならない。

第4編 契約なしに生じる義務 (Des Engagements qui se forment sans convention)

第1370条 一定の義務は、義務を負う者からの契約も義務を負う者に対する者からの契約もなしに生じる。

そのうち法律のみによって生じる義務もありまた義務を負う者に対する他方の者の行為によって生じる義務もある。

法律によって生じる義務は、近隣の土地所有者の間、後見人およびその他の財産管理人の間で生じ、それらの者は自己に付託されている任務を拒むことはできない。

義務を負っている者に対して個人的な事実によって生じる義務は、準契約により、故意による不法行為によりまたは過失による不法行為により生じる。本

編はそれらのことについて定める。

第1章 準契約 (Des Quasi-contrats)

第1371条 準契約とは、人の意思による行為であり、そこからある第三者に対するなんらかの義務が生じ、場合により2人の当事者に相互的な義務が生じる。

第1372条 自己の意思により他人の事務を管理するときは、所有者がその管理を知っていても知らなくても、管理する者は自己が開始した管理を継続し、所有者が自分で管理をなすことができるまでその管理を完成するという暗黙の義務を負い、またその管理にかかわるすべてのことについても義務を負う。

管理する者は、所有者から与えられた明示の委任によるすべての義務を果たさなければならない。

第1373条 管理する者は、所有者が管理事務の終了前に死亡してもその相続人が直接に管理事務を行うことができるまで管理を継続しなければならない。

第1374条 管理する者は、善良な家父 (bon père de famille) の注意をもって事務を管理しなければならない。

裁判官は、管理を継続する事情により、管理者の過失または怠慢による損害賠償を軽減することができる。

第1375条 所有者は、事務の管理がよくなされたときは、管理者が所有者の名において契約した義務を履行しなければならず、管理者が行った個人的な義務をすべて補償しなければならずまた管理者が行った有用で必要な支出を償還しなければならない。

第1376条 錯誤または故意により自己に帰すべきでない物を受け取った者は、不当に受け取った物をそれを渡した者に返還しなければならない。

第1377条 錯誤により自分が債務者であると思って債務を履行した者は、債権者に対して返還を求める権利を有する。

債権者が支払いの結果その証書を破棄したときは、前項の権利はなくなる。但し、真の債務者に対して支払った者の返還の訴えはこの限りでない。

第1378条 受け取った者に悪意があったときは、その者は、元金とともにそれを受け取った日からの利息または果実を返還しなければならない。

第1379条 不正に受け取った物が不動産または有体動産 (meuble corporel) であるときは、それを受け取った者は、それが現物で存在するときはそれを返還しなければならない。それを受け取った者の過失により、その物をなくしたまたは毀損したときはその価格を返還しなければならない。その物を悪意で受け取った

ときは、それが偶然のことで滅失しても同様の責任を負わなければならない。

第1380条 善意で受け取った者がその物を売却したときは、売却の価格だけを返還しなければならない。

第1381条 物の返還を受けた者は、その物を悪意で占有する者に対しても、その物を保全するために行った必要且つ有用なあらゆる支出を償還しなければならない。

第2章 故意による不法行為および過失による不法行為 (Des Délits et Quasi-délits)

第1382条 人のなんらかの行為が他人に損害を引き起こしたときは、それを賠償しなければならない。

第1383条 自己の行為によって引き起こされた損害だけでなく、また自己の怠慢または過失によって引き起こされた損害についても、責任を負わなければならない。

第1384条 自己の行為によって引き起こされた損害だけでなく自己が責任を負うべき者の行為または自己が管理する者の所為によって引き起こされた損害についても、責任を負わなければならない。

父および夫の死後は、母と一緒に住んでいる未成年の子が引き起こした損害について責任を負わなければならない。

主人および使用者は、家事使用人および被用者がその職務において引き起こした損害について責任を負わなければならない。

教師および職人は、生徒および弟子がその監督下にあるときに引き起こした損害について責任を負わなければならない。

父母、教師および職人は、損害を引き起こした行為を防ぐことができなかったことを証明しない限り、責任を免れない。

第1385条 動物の所有者または動物を使用する者は、動物を利用しているときは、その動物を管理していた場合または動物がはぐれたもしくは逃げた場合をとわず、動物が引き起こした損害について責任を負わなければならない。

第1386条 建物の所有者は、建物の保全を怠ったことによりまたは建造の瑕疵により建物が崩壊したときは、崩壊によって引き起こされた損害について責任を負わなければならない。

第5編 夫婦財産契約および配偶者それぞれの権利 (Du Contrat de
Mariage et des Droits respectifs des Époux)

第1章 総則 (Dispositions générales)

第1387条 法律は、夫婦の間で特別な約定がない場合に限り、財産に関して夫婦の協力について規定する。夫婦は、善良の風俗に反しない限りまた以下に定める修正に従う限り、自己の判断により特別な約定を結ぶことができる。

第1388条 夫婦は、妻および子または家長として夫の下にある者の人格について、夫権から生じる権利に反することはできず、親権および未成年、後見および後見解放の編により生存配偶者に付与されている権利に反することもできず、また本法典の禁止規定にも反することもできない。

第1389条 夫婦は、その子または卑属の相続について、自己との関係によってもその子との関係によっても、相続について法定の順序を変更する目的をもったいかなる取り決めもまたは放棄もなすことはできない。但し、本法典が定める場合において手続きに従って行うことができる生前贈与または遺贈を妨げることはできない。

第1390条 夫婦は、かつてフランス領土の諸地域において適用されていて本法典により廃止された慣習、法律または地方の制度が規定する夫婦財産共同体について、一般的な方法で契約で定めることはできない。

第1391条 しかし夫婦は、夫婦財産共通制 (régime de la communauté) または嫁資制 (régime dotal) のもとで婚姻することを一般的な方法で定めることができる。
夫婦財産共通制を採る場合は、夫婦およびその相続人の権利は本編第2章の規定により定められる。

嫁資制を採る場合は、夫婦および相続人の権利は第3章の規定により定められる。

第1392条 妻がその財産を嫁資としまたはその財産を嫁資と指定するという単なる契約だけではその財産を嫁資制のもとにおくためには不十分である。そうするためには夫婦財産契約において嫁資制について明白な意思表示が必要である。

財産を嫁資制のもとにおくことは、夫婦財産共有制をとらずに婚姻しまたはその財産を別々にするという夫婦の意思表示だけからも生じない。

第1393条 夫婦財産共有制またはその修正と異なる特別な契約がないときは、第2章第1部が定める規定がフランスの共通法である。

第1394条 夫婦財産共有制契約書 (convention matrimoniale) は、すべて婚姻前に公証人の面前で文書に作成されなければならない。

第1395条 夫婦財産制契約は、婚姻の挙式後は絶対に変更することはできない。

第1396条 婚姻の挙式以前になされた夫婦財産制契約の変更は、夫婦財産契約と同一の方式で過去の証書によって確認されなければならない。

いかなる変更または反対証明 (contre-lettre) も、さらに夫婦財産契約における当事者であったすべての者の面前で且つ同時に確認されなければ有効ではない。

第1397条 前条に定められた方式によりなされたものであってもすべての変更または反対証明は、夫婦財産契約書の原本に付記したものでなければ第三者に対しては効力がない。公証人は、変更または反対証明書に付記しないで夫婦財産契約書の執行正本も謄本も交付することはできない。違反したときは、損害を受けた者に対する損害賠償また必要があるときはさらに重い罰則が科せられる。

第1398条 婚姻を取り結ぶ資格がある未成年者は、この契約をすることができるあらゆる取り決めに同意することができる。但し、そこになされた取り決めおよび贈与は、その契約において婚姻が有効であるために同意が必要な者の立ち会いがなければ有効ではない。

第2章 夫婦財産共有制 (Du Régime en Communauté)

第1399条 夫婦財産共有制は、法定のものであれ約定によるものであれ、身分吏の面前で契約された婚姻の日から始まる。別の日に始まることを定めることはできない。

第1部 法定共有制 (De la Communauté légale)

第1400条 夫婦財産共有制のもとで婚姻するという単なる表明で成立する法定共有制または契約がないときの共有制は、以下の六つの節で定める規定に従わなければならない。

第1節 積極的共有制および消極的共有制を構成するもの (De ce qui compose la Communauté activement et passivement)

第1款 夫婦財産共同体の積極財産 (De l'actif de la communauté)

第1401条 夫婦の共有財産は、積極的に次のもので構成される。

1. 挙式の日に関係者が所有していたあらゆる動産。夫婦が婚姻中に相続または贈与として取得したすべての動産。但し、贈与者が反対の意思表示をした贈与はこの限りでない。
2. 性質を問わず婚姻中に手に入れたまたは受け取ったおよびいかなる名義であろうとも挙式のときに夫婦が所有していたまたは婚姻中に夫婦が手に入れた財産から生じたすべての果実、所得、利益および配当金。
3. 婚姻中に夫婦が得たすべての不動産。

第1402条 不動産は、すべて夫婦財産共同体の後得財産(acquêt)とみなされる。

但し、夫婦の一方が婚姻以前から所有していたことがまたは相続もしくは贈与として得た物であることが証明されたときは、この限りでない。

第1403条 薪、採石場および鉱山の産出物は、用益権、使用権および居住権の編で定められた規定により用益権とみなされるものについては、すべて夫婦財産共同体の所有とする。

前項が定める規定に従って夫婦財産共同体が所有する間に作られた薪は、共同体の所有ではなく、不動産の所有者ではない夫婦の一方またはその相続人に返還されなければならない。

採石場および鉱山が婚姻中に開設されたときは、その産出物は夫婦財産共同体の所有とはならない。但し、それを受け取るべき夫婦の一方に返還しまたは償還するときは別である。

第1404条 挙式のときに所有していた不動産または婚姻中に相続として所有した不動産は、夫婦財産共同体の所有とはならない。

夫婦の一方が夫婦財産契約の前から所有していた不動産で夫婦財産共同体の取り決めに含まれていて挙式以前に不動産を取得したときに、その取得が夫婦財産契約のなんらかの条項の執行としてなされたときは、その不動産は夫婦財産共同体の所有となる。その場合には、その条項の執行は取り決めに従わなければならない。

第1405条 婚姻中に夫婦の一方になされた不動産の贈与は、夫婦財産共同体の所有とはならず、受贈者だけの所有となる。但し、贈与された物が夫婦財産共同体に属するというを贈与が明白に示しているときはこの限りでない。

第1406条 父母またはその他の尊属が、債務を履行するためにまたは贈与者の他人に対する債務の支払いのために、夫婦の一方に譲渡した不動産は夫婦財産共同体の所有とはならない。但し、夫婦財産共同体の解消の際の償還または損害賠償金についてはこの限りでない。

第1407条 夫婦の一方に属する不動産との交換として婚姻中に取得した不動産は、夫婦財産共同体の所有とはならず譲渡された物の代わりとなる。但し、清算金がある場合に、夫婦財産共同体を解消するときの償還は別である。

第1408条 共有財産の売却その他の名目で夫婦の一方が個人的に所有する不動産の一部について婚姻中になされた取得は、後得財産 (conquêt) とはならない。但し、その取得のために支払った金額について夫婦財産共同体へ償還することは別である。

夫がその名義で妻が所有する不動産の一部または全部の買い手または競売人となったときは、婚姻解消のときに妻は夫婦財産共同体のために財産を放棄してその価格について妻に属する部分の債務者となるか、または取得の価格を夫婦財産共同体に返還して不動産を取得するかを選択できる。

第2款 夫婦財産共同体の負債、共同体に対して生じる訴権 (Du passif de la communauté, et des actions qui en résultent contre la communauté)

第1409条 夫婦の共有財産は、消極的に次のもので構成される。

1. 挙式の日夫婦が負っていた動産の債務、婚姻中に得た相続財産の費用。但し、夫婦の一方だけに属する不動産に関する費用のための償還は別とする。
2. 夫婦財産を共有する間に夫が契約したまたは夫の同意を得て妻が契約した元金、未納金、利息などの負債。但し、償還が理由のあるときはその償還は別とする。
3. 未納金および利息または夫婦2人の個人的な負債。
4. 共有財産に属さない不動産の用益物件の補修費。
5. 夫婦の扶養料、子の教育費および養育費、その他あらゆる婚姻の費用。

第1410条 夫婦財産共同体は、婚姻以前に妻が契約していた動産の負債、婚姻以前の公式証書から生じた負債が、公式証書で明らかであったときまたはその公式証書の署名人のいずれかの死亡により同じ時期に受け取った証書により明らかなき以外は、妻が婚姻以前に契約した動産の負債について、責任を負わない。

妻の債権者は、婚姻以前の証書に確定した日付がないときは、妻の個人的な不動産の虚有権 (nue propriété) についてしか妻に対して支払いを訴えることはできない。

この性質の負債を妻のために支払ったと主張する夫は、妻に対してもその相続人に対してもその償還を請求することはできない。

第1411条 婚姻期間中に夫婦のものとなった相続した純粋に動産の負債は、すべて夫婦財産共同体が責任を負う。

第1412条 婚姻期間中に夫婦の一方のものとなった相続した不動産の負債は夫婦財産共同体が責任を負わない。但し、当該相続不動産についての負債の支払いを訴える債権者の権利を妨げることはできない。

相続財産が夫のものとなったときは、相続財産の債権者は、その財産が夫の財産であろうとまた夫婦財産共同体の財産であろうと、夫に対して支払いを訴えることができる。但し、その財産が夫婦財産共同体のものであるときは、妻またはその相続人に償還をしなければならない。

第1413条 純粋に不動産の相続が妻のものとなりまたその不動産について夫の同意があるときは、相続財産の債権者は妻の個人的なすべての財産について支払いを訴えることができる。但し、妻が夫の拒否が裁判所で認められたものとしてしか相続財産に同意しないときは、債権者は、相続した不動産が支払いに不十分な場合は、妻の個人的なその他の財産の虚有権についてしか訴えることはできない。

第1414条 夫婦の一方のものとなった相続財産の一部が動産でありまたは不動産であるときは、それに担保が設定されている負債は、その不動産と較べて動産の価格を考慮して、負債における動産の部分の割合の価格までしか共同体の負担とはならない。

この負担の割合は財産目録により決められる。相続財産が一身に関するものであるときは、夫が自らその財産目録を作成させなければならず、相続財産が妻のものに関するときは妻の行為を管理して夫が財産目録を作成させなければならぬ。

第1415条 財産目録がなく、目録がないことが妻の権利を侵害する場合には、妻またはその相続人は、共有財産を解除するときにその権利の償還を求めることができ、また目録に記載のない動産の内容および価格を第三者によりおよび家計簿によりあるいは証人によりまた必要な場合には評判により証明させることができる。

夫はこのような証明方法をさせることはできない。

第1416条 第1414条の規定は、一部は動産また一部は不動産の債権者が、夫のものとなったか夫の同意を得て妻のものとなったかを問わず、共有財産からの支払い

を求めることの妨げとはならない。いずれの場合にも夫婦相互の償還はこの限りでない。

裁判所の許可だけで妻が受け入れた相続財産であってもまた動産が財産目録に事前に登録されていない動産と混同した場合であっても前項と同様とする。

第1417条 夫が同意を与えず裁判所の許可だけで妻が受け入れた相続財産であってもまた財産目録に記載があっても、債権者は当該相続財産の動産および不動産についての支払いしか求めることはできず、またそれでは不十分な場合は妻のその他の個人的な財産の虚有権についてしか支払いを求めることはできない。

第1418条 第1411条以下に定める規定は、相続財産の債務と同様、贈与の債務にも適用される。

第1419条 債権者は、夫婦財産共同体の全財産についてもまた夫もしくは妻の財産についても妻が夫の同意を得て契約した債務の支払いを求めることができる。但し、夫婦財産共同体に支払うべき補償または夫に支払うべき補償金は別とする。

第1420条 夫の一般委任または特別委任の名によって妻が契約した債務は、すべて夫婦財産共同体が支払うものとする。債権者は、妻に対しても妻の個人財産についても債務の支払いを求めることはできない。

第2節 夫婦財産共同体の管理および夫婦財産共同体に関する夫婦の一方の行為の効果 (De l'Administration de la Communauté, et de l'effet des Actes de l'un ou de l'autre époux relativement à la Société conjugale)

第1421条 夫は、共同体の財産を単独で管理する。

夫は、妻の同意なしに共同体の財産を売却し、譲渡し、抵当に入れることができる。

第1422条 夫は、夫婦共通の子の独り立ちのためでなければ、夫婦財産共同体の不動産も動産の全部または一部も無償で生前処分することはできない。

夫は、すべての人のために動産を無償で個別に処分することができる。但し、その動産の用益権を自分のために保留することはできない。

第1423条 夫が行った遺言による贈与は、共有財産の自分の持ち分を超えることはできない。

夫がこの様式で共有財産を贈与したときは、受贈者は分配の結果として夫の相続人の分け前となった財産の範囲でしか現物で要求することはできない。財

産がこれらの相続人の分け前とならなかったときは、受贈者は、共同体における夫の相続人の分け前および夫の個人的財産について贈与された財産全体の価格の償還を受ける。

第1424条 民事死が科せられない重罪により夫が支払う罰金は、共有財産から支払うことができる。その場合、妻に対して償還しなければならない。妻が支払う罰金は、共有財産を維持する間は妻の財産の虚有権を超えることはできない。

第1425条 民事死が科せられる重罪により夫婦の一方に宣告された有罪判決は、共有財産の自己の持ち分および個人の財産についてしか科せられない。

第1426条 夫の同意がなく妻が作成した証書は裁判所の許可があっても、妻が公の商人として且つ本人の商業活動について契約したときでない場合は、共有財産を巻き込むものではない。

第1427条 妻は、夫を監獄から請け出すためであってもまたは夫がいない場合に子の独り立ちのためであっても、裁判所の許可を得なければ共有財産について契約することはできない。

第1428条 夫は、妻の個人財産すべてを管理する。

夫は、妻に属する動産訴訟および占有権訴訟をすべて1人で行使することができる。

夫は、妻の同意なしに妻の個人的な不動産を譲渡することはできない。

夫は、保存行為を十分にしなかったために引き起こされた妻の個人財産の損傷についてすべて責任を負う。

第1429条 夫が単独で妻の財産について9年を超える期間行った賃貸借は、共同体解消の場合に、最初の9年間について残っている期間があるときはその残っている期間についてしか、妻またはその相続人は責任を負わない。または当事者に契約期間が残っているときは、第二の9年間およびその後も、賃借人は9年の期間しかそれを使用する権利をもっていないような方法でしか責任を負わない。

第1430条 農地については契約期間の満了3年以上前に、家屋については契約期間の満了2年以上前に、夫が妻の土地を9年以下の期間で契約しまたは更新した賃貸借は、共有財産の解消前にその行使が開始した場合でなければ、効力がない。

第1431条 共同体のまたは夫の事務について夫と連帯して責任を負う妻は、夫に対して保証人としてだけの責任を負うものとみなされる。妻は、自分が契約した責任を補償しなければならない。

第1432条 妻の個人の不動産について妻が売却するについて妻と連帯してまたはその他の方法で保証した夫は、不安があるときは、共有財産のうち自分の取り分についてまたは自己の固有財産について妻から補償を得るために妻に対して訴えることができる。

第1433条 夫婦の一方のものである不動産を売却した場合、夫婦の一方の相続に対して負うべき土地の義務が金銭で償われたときにその代価を共同体に支払ったときは、すべて所有者であった夫婦のために売却された不動産または買い戻された義務につき夫婦それぞれの特有財産の買い換えなしに、共同体に支払われた価格の先取りがなされる。

第1434条 夫が財産を取得する場合に、かつて自己に属する不動産の譲渡からの金銭について得たものであり買い換えの代わりであると申告する度に、買い換えは夫のためになされたものとみなされる。

第1435条 取得が妻によって売却された不動産の金銭からの取得であり妻の特有財産の買い換えのために妻によりなされたものであるという夫の申告は、妻が同意した買い換えでなかったときは、それだけでは十分ではない。妻がそのことに同意しなかったときは、妻は共同体の解消のときに、売却された不動産の価格について償還を受ける権利を有するだけである。

第1436条 夫のものである不動産の価格の償還は、共有財産の全体にしか及ばない。妻のものである不動産の価格の償還は、共有財産だけでは不十分な場合には、夫の個人財産に及ぶ。すべての場合において、売却された不動産の価格に関して何らかの主張がなされても、売却の割合だけしか償還は行われない。

第1437条 夫婦の一方が自己の固有の不動産の価格の全部もしくは一部または土地に関する役務の買い戻しのために、または自己の財産の取り立て、保全もしくは修繕のために、または夫婦の一方の個人的な債務を支払うために、一般的には夫婦の一方が個人的な利益のために、共有財産を用いたときは、その償還をしなければならない。

第1438条 父母が共同でその子に財産を与え、その贈与すべき部分を定めなかったときは、贈与が共有財産からまたは夫婦の一方の個人的な財産から提供されたかもしくは約束されていたかを問わず、父母はそれぞれその半分を贈与したものとみなされる。

前項第2の場合には、贈与である個人的な不動産もしくは動産が他方の財産からであるときは、夫婦の一方は、贈与されたものの価格について贈与の時の価格の半分につき損害賠償を求めることができる。

第1439条 夫だけが共通の子にした贈与は、共同体の財産については、共同体が支払わなければならない。共有財産が妻により受け入れられたときは、それは贈与の半分とみなされなければならない。但し、夫が全部を支払うまたは半分よりも多く支払うと明白に宣言したときはこの限りでない。

第1440条 贈与の保証は、それをなした者全員の義務である。反対の特約がない限り、支払いの時期があるときでも、贈与の利益は婚姻の日から進行する。

第3節 夫婦財産共有制の終了、なんらかの追求権 (De la Dissolution de la Communauté, et de quelques-unes de ses suites)

第1441条 夫婦財産共有制は次ことにより解消する。1) 自然死, 2) 民事死亡, 3) 離婚, 4) 別居, 5) 別産制。

第1442条 夫婦の一方の自然死または民事死亡の後、財産目録の欠如は、夫婦財産共有制の継続の原因とはならない。但し、共同体財産の内容に関して利害関係のある者による証拠をもって、証書もしくは新たな共同体よりなされる訴訟はこの限りでない。

未成年の子がいるときは、財産目録の欠如はさらに生存配偶者にその収入の享有を失わせる。さらに目録作成の義務がない後見監督人は、未成年者のために言い渡される判決の責任を連帯して負わなければならない。

第1443条 別産制は、その嫁資が危険にさらされている妻からでなければ、また夫の経済の自堕落さが妻の権利および妻の取り戻しを満たすのに夫の財産では不十分であるという恐れがあるときでなければ、裁判上訴えることはできない。任意の別産制は無効である。

第1444条 別産制は、たとえ裁判で言い渡されても、妻の権利と取り戻しを現実に支払って行われなければ、また公式証書によって夫の財産の額に達するまでなされなければまたは少なくとも判決から2週間以内に申し立てなければ、無効である。それ以降は時効は中断されない。

第1445条 別産制は、すべてその実施前にそのための掲示によって第一審裁判所の主たる法廷において公にしなければならず、さらに夫が商人または銀行家であるときはその住所地の商事裁判所の主たる法廷においても公にしなければならない。但し、これらのことをなさないときは、別産制の実施は無効である。

別産制を宣告した判決は、その効力に関しては請求の日に遡る。

第1446条 妻の個人的な債権者は、妻の同意なしに、別産制を請求することはできない。

夫の破産または支払い不能の場合は、妻の債権者はその債権の総額に達するまでその妻の権利を行使することができる。

第1447条 夫の債権者は、宣告された別産制および不正に執行されたその権利に対しても訴えることができる。夫の債権者は、別産制について争うために別産制を申し立てて裁判に介入することができる。

第1448条 別産制を獲得した妻は、その財産および夫の財産に比例して、婚姻費用および共通の子の養育費を支払わなければならない。

妻は、夫に何も残っていないときは、これらの費用すべてを負担しなければならない。

第1449条 別居および別産制または別産制だけをした妻は、財産管理の自由を回復する。

妻は、その動産を自由に使い且つそれを譲渡することができる。

妻は、夫の同意なしにはまたは夫が同意を拒否したときは裁判所の許可なしには、不動産を譲渡することはできない。

第1450条 夫は、契約に協力しない限りまたは夫が金銭を受け取ったことを証明しない限りまたは自分のために使ったことを証明しない限り、別れた妻が裁判所の許可を得て譲渡した不動産の価格による購入または買い換えができないことを保証されない。

夫は、売却がその面前で且つその同意の下になされたときは、購入または買い換えについて保証される。

第1451条 別居または別産制により、または別産制だけにより終了した夫婦財産共同体は両当事者の合意により元の状態に戻すことができる。

終了した夫婦財産共同体は、公証人による証書と原本によらなければならない状態に戻すことはできず、その謄本は第1445条の様式で貼り出されなければならない。

前項の場合、元に戻った夫婦財産共同体は婚姻の日からその効果を取り戻す。共有財産は別居がなかったと同一の状態に戻る。但し、第1449条に定める通り、その間に妻が行い得た行為の執行を害することはできない。

以前に定められた条件と異なる条件で夫婦が夫婦財産共同体を元に戻すという取り決めは無効である。

第1452条 離婚、別居および別産制または別産制だけによってなされた夫婦財産共同体の終了は、妻の生存者財産権 (droits de survie de la femme) を開始するものではない。但し、妻は、夫の自然死または民事死のときにその権利を行使

することができる。

第4節 夫婦財産共有制の承認、それに関する条件をともなつてなすことができる放棄 (De l'Acceptation de la Communauté, et de la Renonciation qui peut être faite, avec les conditions qui y sont relatives)

第1453条 夫婦財産共有制の終了後、妻またはその相続人および権利承継人は、夫婦財産共有制の終了に同意しまたはそれを放棄することができる。これに反する取り決めは、すべて無効とする。

第1454条 共有財産に不当に介入した妻は、それを放棄することはできない。

純粋な管理行為または保全行為は介入ではない。

第1455条 証書で夫婦財産共有制の資格を取得した妻は、登録簿に登録する以前であっても、夫の相続人の側からの詐欺がなかったときは、そのことを放棄することもまた復元させることもできない。

第1456条 共有財産を放棄する権利を保全しようとする生存している妻は、夫の死亡の日から3カ月以内に、夫の相続人の面前でまたは面前でなくてもこれを呼び出して、すべての共有財産の正確で厳密な目録を作成させなければならない。

妻は、目録を作成したときは、その目録を受領する公務員の面前で、それが真正のものであることを証明しなければならない。

第1457条 妻は、夫の死後3カ月と40日以内に、夫の住居があった郡の第一審裁判所の書記課に放棄をしなければならない。この行為は、相続放棄を受理するための登録簿に登録されなければならない。

第1458条 夫をなくした妻は、事情に応じて、放棄について前条が定める期間の延長を民事裁判所に求めることができる。必要な場合には、この延長は、夫の相続人と相対でまたは相対でなくてもこれを正式に呼び出して、言い渡される。

第1459条 上で定められた期間内に放棄をしなかった妻は、財産に介入せず且つ目録を作成したときは、放棄する権利を失わない。妻は、放棄するまで夫婦財産共同体として訴えられるだけであり、放棄までに夫婦財産共同体に対して支払った費用を払わなければならない。

妻が3カ月前に目録の作成を終了したときは、目録の作成終了後から40日後も訴えられる。

第1460条 夫婦財産共同体のなんらかの財産を横領しまたは隠匿した妻は、夫婦財

産共同体を放棄したときでも夫婦財産共同体のもとにあるものと宣告される。
妻の相続人についても同様とする。

第1461条 妻が3カ月の期間経過前に目録を作成せずまたは目録を完成せずに死亡したときは、相続人は、目録を作成しまたは目録を完成するために妻の死亡から新たに3カ月の期間をもち、さらに目録の完成後それを審査するために40日の延長期間をもつ。

妻が目録を完成した後に死亡したときは、その相続人はそれを審査するために妻の死後新たに40日の延長期間をもつ。

相続人は、さらに、上で定められた形式で共有財産を放棄することができる。その場合、第1458条および1459条が適用される。

第1462条 第1456条以下の規定は、民事死亡の開始のときから民事死亡した妻に適用される。

第1463条 離婚した妻または別居した妻で、離婚後または別居後3カ月と40日経ておらず共有財産を承認した者は、期間の延長を認められず、その期間内に裁判所で夫と相対してまたは正式に呼び出されない限り、それを放棄したものとみなされる。

第1464条 妻の債権者は、詐欺的行為で債権者を欺罔し、夫の共有財産を承認した妻またはその相続人がした放棄を裁判で訴えることができる。

第1465条 夫をなくした妻は、目録を作成し且つ審査するために認められた3カ月と40日の間、食事を食べ、現存する蓄えから家事使用人に食事を食べさせる権利を有する。それがないときは、共有財産全体から借金をして節度を守って共有財産から支払わなければならない。

妻は、これまで可能であった居住のために夫婦財産共同体の独立家屋または夫の相続人の独立家屋の家賃を支払う必要はない。もし共同体解消のときに夫婦が住んでいた家屋が家賃を支払わなければならないかなかったときは、妻は、同一期間は家賃を支払わなくてもよく、それは共有財産の全体から支払われる。

第1466条 妻の死亡によって夫婦財産共同体が解消されたときは、その相続人は、生存している妻に法律が定める手続きで且つ定められる期間内に共有財産を放棄することができる。

第5節 承認後の共有財産の分割 (Du Partage de la Communauté après l'acceptation)

第1467条 妻またはその相続人が共有財産を承認した後は、積極財産は分割され、

負債は後に定める方法で負担される。

第1款 夫婦財産共同体の積極財産の分割 (Du partage de l'actif)

第1468条 夫婦またはその相続人は、本章第1部第2節の規定に従ってすべてが補償または賠償として共有財産に対する債務者のものである現存する財産の全部を返還しなければならない。

第1469条 夫婦のそれぞれまたはその相続人は、婚前の子に嫁資を贈与するためまたは共通の子に同様に嫁資を贈与するために、共有財産から引き出した額またはその財産の価格を返還しなければならない。

第1470条 夫婦のそれぞれまたはその相続人は、共有財産から次のものを先取りする。

1. 現物で存在するかぎりまたは買い換えによって得たものであるかぎり、共有財産とはならなかった個人の財産、
2. 夫婦財産共同体の間に譲渡した不動産の価格で買い換えされなかった不動産の価格、
3. 夫婦財産共同体によって支払われるべき賠償金。

第1471条 妻の先取りは、夫の先取りより先に行使される。

妻の先取りは、現物では存在しない財産について行使され、先ず現金について、次に動産について行使され、補足的に共有財産の中の不動産について行使される。最後の場合は不動産の選択権は、妻およびその相続人に与えられる。

第1472条 夫は、共有財産についてしか取り戻し権を行使できない。

妻およびその相続人は、共有財産が不十分であるときは、夫の個人的な財産について取り戻し権を行使できる。

第1473条 夫婦財産共同体により夫婦に支払うべき買い換えおよび償還、夫婦から夫婦財産共同体に支払うべき償還および損害賠償金は、夫婦財産共同体解消の日から当然に利息を伴う。

第1474条 共有財産から夫婦の先取りがすべて終わった後に、残りの物は夫婦2人またはその代理人で分割される。

第1475条 妻の相続人の一方は共有財産を承認し他方は放棄するというように相続人が分裂したときは、承認した相続人は、妻のものとなった財産について遺産の相続分および均等配分の部分しか受け取ることはできない。

相続人が受け取ったもの以外の財産は夫に属し、夫は、放棄した相続人に対して、放棄の場合に妻が行使できた権利について責任を負う。但し、放棄され

た相続財産の均等配分の部分までとする。

第1476条 さらにその手続きに関するすべてのことについて、共有財産の分配、必要な場合には、共同所有の不動産の競売、分配の効果、そこから生じる補償、差額支払いは、すべて共同相続人の間の分配に関する相続の編に定められた規則に従う。

第1477条 共有財産のうちのなんらかを横領しまたは隠匿した夫婦の共同相続人は、その財産について自己の取り分を剥奪される。

第1478条 分配が終わった後に、夫婦の一方が、他方の個人的な負債を支払うのに自分の財産の価格から支払ったときのようにまたはその他すべてについて自分の財産の価格から支払ったときのように他方の者の債権者であるときは、夫婦の一方は、共有財産となった部分または個人的な財産からその債権を執行する。

第1479条 夫婦が他方の者に対して行使した個人的な債権は、裁判に訴えた日からでなければ利益をもたらさない。

第1480条 夫婦の一方が他方に行うことができた贈与は、共有財産のうち贈与者の持ち分および個人的な財産についてしか執行できない。

第1481条 妻の葬式は、先に死亡した夫の相続人の費用で行われる。
その価格は、夫の財産によって決められる。
共有財産を放棄した妻についても、同様とする。

第2款 夫婦財産共同体の負債および債務分担 (Du passif de la communauté, et de la contribution aux dettes)

第1482条 夫婦財産共同体の負債は、夫婦それぞれおよびその相続人が半分ずつ負担する。封印、目録の登録、動産の売却、精算、召喚および分配の費用は、債務者の負担とする。

第1483条 正確で忠実な目録があり、その目録の内容および配分により妻が得たものについての報告があれば、妻は、夫についてまた債権者について、相続人の取得分までしか夫婦財産共同体の負債を支払う必要はない。

第1484条 夫は、自分が契約した夫婦財産共同体の負債の全部を支払わなければならない。但し、その負債の半分について妻またはその相続人に対する償還はこの限りでない。

第1485条 夫は、妻の個人的な負債で夫婦財産共同体の負債となったものについては、その半分会を支払えばよい。

第1486条 妻は、夫から生じた負債で夫婦財産共同体の負債となったものの全部について追求される。但し、その負債の半分については夫またはその相続人に対して求償することができる。

第1487条 妻は、夫婦財産共同体の負債について個人的に責任のある場合でも、その責任が連带的でない限り、負債の半分しか追求されない。

第1488条 夫婦財産共同体の負債の半分以上を支払った妻は、領収書が妻の支払いが半分であったことしか認めていない限り、余分に支払った部分について債権者に対して繰り返し支払う必要はない。

第1489条 配分によって自分のものとなった不動産について執行された抵当権の結果として、夫婦財産共同体の負債全部について追求されている夫婦の債権者は、他の一方の配偶者またはその相続人に対して負債の半分について求償する権利を有する。

第1490条 前数条の規定は、配分によって共同配分者のいずれかが負債の半分以外の割合部分を支払わなければならないこと、全部を支払わなければならないことにとって妨げとはならない。

共同配分者の1人が支払わなければならない部分を超過して夫婦財産共同体の負債を支払ったときは、その者は他の共同配分者に対して支払い過ぎた部分について求償することができる。

第1491条 夫または妻に関して上で定められたことは、すべて夫婦の相続人に関しても効力がある。相続人は、同様の権利を行使し夫婦と同様の訴訟に服する。

第6節 夫婦財産共有制の放棄およびその効果 (De la Renonciation à la Communauté, et de ses effets)

第1492条 夫婦財産共有制を放棄した妻は、夫婦財産共同体の財産についておよび夫のものとなった動産についてすべての権利を失う。

妻は、使用していた下着類および身のまわり品だけを得る。

第1493条 夫婦財産共有制を放棄した妻は、次の物を取り戻す権利を有する。

1. 現物で存在しているときは、妻に属する不動産、または買い換えによって取得した不動産、
2. 譲渡された妻の不動産でその買い換えが上で定められたようになされず且つ認められなかった不動産、
3. 夫婦共有財産から妻に支払われるべきすべての損害賠償金。

第1494条 夫婦財産共有制を放棄した妻は、夫に関しても債権者に関しても、夫婦

財産共同体のすべての債務分担を支払う必要はない。妻は、夫と連帯して支払うべき債権者に対しては、支払う義務があり、その負債がもとは夫の負債であっても夫婦財産共同体の負債となったときは支払う義務がある。すべての場合に、妻は、夫またはその相続人に対して償還請求することができる。

第1495条 夫婦財産共有制を放棄した妻は、夫婦財産共同体の財産および夫の個人的な財産について、上で定めた訴訟および取り戻しを行うことができる。

妻の相続人は、下着類および身の回り品および目録を作成しそれを審査する期間の家賃および食料を除いて、妻と同一の権利を行使することができる。それらの権利は、夫より後に生存している妻の一身的な権利に限る。

夫婦の一方または双方に前婚の子がある場合の法定共有制に関する規定
(Disposition relative à la Communauté légale, lorsque l'un des époux ou tous deux ont des enfants de précédents mariages)

第1496条 上で定めたことは、夫婦の一方または双方に前婚の子があるときも遵守されなければならない。

但し、動産と執行された負債が混同し、生前贈与および遺言の編の第1098条により、夫婦の一方により多い利益が認められたときは、もう一方の配偶者の前婚の子は利益制限 (retranchement) の訴訟を起こすことができる。

**第2部 約定共有制および法定共有制を修正または排除する条
項** (De la Communauté conventionnelle, et de Conventions qui peuvent modifier ou même exclure la Communauté légale)

第1497条 夫婦は、第1387条、1388条、1389条および1390条に反しないすべての約定共有制によって法定共有制を修正することができる。

主な修正は、次のいずれかの方法で一方から定める修正である。

1. 夫婦共有財産が後得財産 (acquêt) しか含まないこと、
2. 現存するまたは将来の動産を夫婦共有財産に入れないかまたは動産の一部だけを共有財産に入れること、
3. 不動産の動産化 (ameublisement) という方法で現在または将来の不動産の全部または一部をその動産化に入れること、
4. 夫婦が婚姻前の自己の負債を別個に支払うこと、
5. 妻は、夫婦財産共有制を放棄する場合は、債務負担のない持ち寄り財産 (apport franc et quitte) を取り戻すことができること、

6. 生存配偶者が、先取り権（*préciput*）を有すること、
7. 夫婦が、平等でない持ち分を有すること、
8. 夫婦の間に包括名義の（*à titre universel*）共有財産があること。

第1節 後得財産に限られた共有財産（*De la Communauté réduite aux acquêts*）

第1498条 夫婦が、買い入れた財産だけを共有することを取り決めたときは、現在および将来の夫婦それぞれの負債と現在および将来のそれぞれの動産は、共有財産から除かれるとみなされる。

この場合、配分は、夫婦それぞれが正式に証明された提供物を先取りした後、夫婦が婚姻期間中に一緒にまたは単独で取得した財産および共通の稼業から生じた財産ならびに夫婦の財産からの果実と収入についてなされた節約から生じた財産に限定される。

第1499条 婚姻のときに存在していた動産またはそれ以後取得した動産が、財産目録により確認されておらずまたは正式のものでなかったときは、その動産は後得財産とみなされる。

第2節 動産の全部または一部を共有財産から排除する条項（*De la Clause qui exclut de la Communauté le mobilier en tout ou partie*）

第1500条 夫婦は、現在および将来の動産すべてをその共有財産から排除することができる。

夫婦は、相互に、一定の量または価格に至るまで共有財産の中に組み込むことを取り決めたときは、その他の物は自分のものとみなされる。

第1501条 夫婦は、前条の取り決めがあるときは、配偶者が共有財産に組み込むことを約束した額につき共有財産に組み込まなければならず、その提供を証明しなければならない。

第1502条 夫については、動産がその価値をもっているという夫婦財産契約書に記されている届け出によって前条のことは十分に証明される。

妻については、夫が妻に渡した受取証または妻に嫁資を与えた者に対する受取証により前条のことは十分に証明される。

第1503条 夫婦それぞれは、共同体解消のときに、婚姻の際に提供した動産の価格または婚姻以後に獲得した動産の価格で、共同体に提供した価格を超える価格

を取り戻しまたは先取りする権利を有する。

第1504条 婚姻中に夫婦それぞれが獲得した動産は、財産目録で確定されなければならない。

夫が獲得した動産の財産目録がないときまたはその動産が現存することとその債務を差し引いた価格を確定する証書がないときは、夫はその動産の取り戻しを執行できない。

妻が獲得した動産について記した財産目録がないときは、妻またはその相続人は、証書により、証人によりまたはもっぱらの評判により、動産の価格について証明させることが認められる。

第3節 不動産の動産化条項 (De la Clause d'ameublissement)

第1505条 夫婦またはその一方が、その現在または将来の不動産の全部または一部を夫婦財産共同体に組み入れるときは、その条項は動産化条項と呼ばれる。

第1506条 動産化には、確定的なものと不確定なものがある。

動産化は、夫婦が一定の不動産の全部をまたは一定の額までを動産化して夫婦財産共同体に組み入れることを届けたときは、確定的である。

動産化は、夫婦が不動産の一定の額までを夫婦財産共同体に提供することを単に届け出たときは、不確定なものである。

第1507条 確定的な動産化の効果は、不動産を動産として共有財産とすることである。

妻の不動産が全部動産化されたときは、夫はその他の共有財産と同様に自由に処分することができた全部を譲渡することができる。

不動産がその一部しか動産化されなかったときは、夫は、妻の同意がなければそれを譲渡することはできない。但し、夫は、妻の同意なしに、動産化の一定の割合までは、それを抵当に入れることができる。

第1508条 不確定な動産化は、自分のものとなった不動産所有者の共有財産とはならない。その効力は、共同体解消のときに、相手と約束した額までその不動産のいずれかを全体に含ませることに同意した配偶者の責任を減じる。

夫は、前条のとおり、妻の同意なしには不確定な動産化を定めた不動産の一部または全部を譲渡することはできない。但し、夫は、動産化した額までそれを抵当に入れることができる。

第1509条 相続財産を動産化した配偶者は、分配のときに、そのときの値段であった価格につきあらかじめ差し引く権利を有し、その相続人も同様の権利をも

つ。

第4節 債務分割の条項 (De la Clause de séparation des dettes)

第1510条 夫婦がそれぞれ自分の債務を別々に支払うべきことを定めた取り決めは、夫婦財産共同体解消のときに、その債務を負っていた配偶者の責任で夫婦財産共同体が支払ったことを証明されたそれぞれ果たすべき債務の割合についてなすべき責任を夫婦に負わせる。

前項の責任は、財産目録があると否とにかかわらず同じである。但し、夫婦が提供した動産が財産目録または婚姻前の真正な報告書によって確認されなかったときは、夫婦のいずれかの債権者は、要請されるいかなる区別も考慮せずに、その他の夫婦共有財産すべてについてと同様に、財産目録にない動産について支払いを訴えることができる。

債権者は、動産が財産目録または婚姻前の真正な報告書によって確認されなかったときは、夫婦財産共有制の間に夫婦が取得した動産について同様の権利を有する。

第1511条 夫婦が一定の額または一定の物を共有財産に持ち込んだときは、その持ち込みは婚姻前の負債を負わないという暗黙の取り決めをもたらす。且つ債務を負っている夫婦の一方から他方へ約束した持ち込みを減らすすべての償いをしなければならない。

第1512条 債務分割の条項は、婚姻以降の利益と未納金を夫婦財産共同体が負担しなくてもよいということを妨げない。

第1513条 夫婦の一方の者が、契約書により婚姻前のすべての債務を支払ったと表明し、夫婦の一方の債務について財産共同体が訴えられたときは、配偶者は債務を負っていた夫婦の一方のものとなった共有財産の取り分からまたはその一方の者の個人財産から持ち出される補償金を得る権利を有する。またそれでは不十分な場合は、配偶者に債務負担がないことを表明した父母、尊属または後見人に対して保証の方法で補償金を得ることを訴えることができる。

その負債が妻の権利移譲により生じるときは、前項の保障は夫婦財産共同体の間は夫が行使することができる。但し、夫婦財産共同体の解消の後に妻またはその相続人が保証人に返済したときは別である。

第5節 債務負担のない妻の持ち寄り財産を妻が取り戻せることを認める権利 (De la Faculté accordée à la femme de reprendre son Apports franc et quitte)

第1514条 妻は、共有財産を放棄した場合に、婚姻の際にまたは婚姻後に共同体に持ち込んだ物の全部または一部を取り返すことを取り決めることができる。但し、この取り決めは正式に表明された物を超えて及ぶことはできずまた指定された者以外の者のために及ぶこともできない。

従って、妻が婚姻の際に持ち込んだ動産を取り戻す権利は、婚姻中に妻の物となった動産には及ばない。

妻に認められる権利は、子には及ばない。妻および子に認められる権利は、尊属の相続人または傍系の相続人には及ばない。

すべての場合において持ち込んだ物は、妻の個人的な債務の控除および財産共有体が支払う債務のためでなければ取り戻すことはできない。

第6節 約定による共有財産の先取り権 (De Préciput conventionnel)

第1515条 生存配偶者が、財産分配の前に一定の額または一定の量の現物での動産を先取りすることを認める条項は、妻が財産共同体を認めたときでなければ、生存する妻のためにこの先取り権を与えない。但し、夫婦財産契約によりこの権利を留保したときまたは放棄したときは別である。

前項の留保の場合以外は、共有財産の先取り権は、分配できる財産についてしか執行できず、また先に死亡した配偶者の個人的な財産については執行できない。

第1516条 共有財産の先取り権は、贈与の手続きを必要とする特権とはみなされないうが、婚姻の一つの取り決めとみなされる。

第1517条 自然死または民事死亡により、共有財産の先取り権は開始される。

第1518条 夫婦財産共同体の解消が離婚または別居によって行われたときは、先取り分の現実の引き渡しは必要ない。但し、離婚または別居をした配偶者は、もしもう一方の配偶者より後に生存している場合は先取り権を維持する。もしそれが妻であるときは、先取り物を構成する金銭または物は、保証金を支払うことを条件にして、常に仮に夫に残存する。

第1519条 夫婦財産共同体の債権者は、夫婦の求償権を除いて、第1515条に従って先取り物に含まれる財産を売却する権利を有する。

第7節 夫婦それぞれに割り当てられた共有財産の不平等な取り分を定める条項 (Des clauses par lesquelles on assigne à chacun des Époux des Parts inégale dans la Communauté)

第1520条 夫婦は、生存配偶者またはその相続人に夫婦財産共同体において半分以下しか配分を与えないで、または共同体の権利全体について定まった額しか与えないで、または、一定の場合には、共有財産全体が生存配偶者もしくはいずれか一方の配偶者に属することを取り決めて、法律が定める平等配分に反することができる。

第1521条 夫婦またはその相続人が共有財産の一定部分、たとえば3分の1または4分の1しかもらわないことを取り決めたときは、そのように減らされた配偶者またはその相続人は、積極財産においてもらう比例部分しか共有財産の負債を分担しない。

取り決めが、そのように減らされたまたは相続人がもっと多くを分担する義務を定めていたとき、または取り決めがそれらの者に積極財産から受け取るのと同じ割合を定めていたときは、その取り決めは無効とする。

第1522条 夫婦の一方またはその相続人が、共有財産のすべての権利について一定の額しか要求できないと取り決めたときは、その条項は、もう一方の配偶者またはその相続人が、その額を支払うのに共有財産が十分であるかまたは不十分であるかにかかわらず取り決められた額を支払うべきであるという一括補償(forfait)である。

第1523条 その条項が配偶者の相続人についてしか一括補償を定めていなかったときは、その配偶者はなお生存していた場合は、法定配分の半分の権利を有する。

第1524条 第1520条に示された条項により共有財産のすべてを差し引いた夫またはその相続人は、すべての債務を支払わなければならない。

この場合、債権者は妻またはその相続人に対していかなる訴権ももたない。

生存している妻が取り決められた額と引き替えに夫の相続人に対してすべての共有財産を差し引く権利を有しているときは、妻はすべての債務について責任を負いその債務を支払うか、または共有財産を放棄して夫の相続人に対して財産および責任を放棄するかを選択できる。

第1525条 夫婦には、共有財産の全部が生存配偶者または配偶者のいずれかの方に属することを取り決めることが認められる。但し、その他の相続人は、共有財

産となった妻が持ち込んだ財産を取り戻すことができる。

この取り決めは、実態についても形式についても、贈与に関する規定に従って特権とはみなされず、単に婚姻の取り決めおよび親族間の取り決めとみなされる。

第8節 包括共有制 (De la Communauté à Titre universel)

第1526条 夫婦は、夫婦財産契約によって現在および将来の動産および不動産について、またはすべての現在の財産についてだけ、または将来の夫婦のすべての財産についてだけ包括共有制 (Communauté universelle) を定めることができる。

上記8節に共通の規定 (DISPOSITIONS communes aux huit Sections ci-dessus)

第1527条 上記8節で定められたことは、約定共有制 (communauté conventionnelle) の可能性がある取り決めを明確にするそれらの規定に限られない。

夫婦は、第1388条、1389条および1390条に定められた修正を除いて、その他のあらゆる取り決めを行うことができる。

前婚の子がいる場合は、生前贈与および遺言の編の第1098条に定められた割合を超えて夫婦の一方に与える効果を目指すすべての取り決めは、その割合を超えたものについては効力がない。但し、夫婦2人の共通の労働から得た利益およびそれぞれの収入について節約したものから得た利益は、前婚の子の利益に反してなされた特権とはみなされない。

第1528条 約定共有制は、暗黙にまたは明白に契約に違反しないすべての場合に於いて、法定共有制の規定に従う。

第9節 夫婦財産共有制を排除する約定 (Des Conventions exclusives de la Communauté)

第1529条 嫁資制度に従わないで、夫婦が夫婦共有財産なしに婚姻することまたは夫婦別産制を取ることを届け出たときは、その取り決めの効果は以下のように定められる。

第1款 夫婦が共有財産なしに婚姻することを定める条項 (De la clause portant que les époux se marient sans communauté)

第1530条 夫婦が夫婦共有財産なしに婚姻することを定める条項は、妻が財産を管理する権利もその果実を受け取る権利も認めない。この果実は、婚姻費用を維持するために夫に与えられたものとみなされる。

第1531条 夫は、妻の動産および不動産の管理を維持し、従って妻が嫁資としてもってきたまたは婚姻期間中に妻が手に入れたすべての動産を受け取る権利を維持する。但し、婚姻解消後に夫がなすべき返還または裁判所により判決された別産制の後に夫がなすべき返還は別である。

第1532条 妻が嫁資としてもってきた動産または婚姻中に手に入れた動産の中に消費せずに利用できる物があるときは、夫婦財産契約書にその見積書 (état estimatif) を添付しなければならない。また権利喪失 (déchéance) の際に、その財産目録を作成しなければならない。また夫は評価にもとづいてその価格を返還しなければならない。

第1533条 夫は、用益権のすべての費用を負担しなければならない。

第1534条 本款に定められた条項は、妻の受領書だけについては、妻の生活費および妻の個人的な必要についてその収入の一定の割合を妻が実際に受け取ることと合意することに対してはなんらの障害にもならない。

第1535条 本款の場合に嫁資を構成する不動産は譲渡することができる。

前項の不動産を、夫の同意なしにまた夫が同意しないときは裁判所の許可なしには譲渡することはできない。

第2款 別産制の条項 (De la clause de séparation de biens)

第1536条 夫婦が夫婦財産契約によって夫婦別産制を定めたときは、妻はその動産および不動産全体の管理を保持し、その収入を自由に享有し続ける。

第1537条 夫婦は、それぞれ夫婦財産契約に含まれる取り決めに従って婚姻費用を分担する。またこれについていかなる取り決めもないときは、妻はその収入の3分の1に達するまで婚姻費用を分担する。

第1538条 妻は、いかなる場合においても、いかなる取り決めも利用しないで、夫の特別な同意なしにはまた夫が同意しないときは裁判所の許可なしには、その不動産を譲渡することはできない。

夫婦財産契約によりまたはその後妻に与えられた不動産譲渡の一般的な許

可は無効である。

第1539条 夫は、別れた妻が自己の財産の享有を夫に任せるときは、妻が夫にすることができる請求にもとづいても離婚の際にも、現存する果実の提示義務はないし、また夫はそれまでに消費した物について責任を負わない。

第3章 嫁資制 (Du Régime dotal)

第1540条 嫁資は、この制度においても第2章の制度と同様に、妻が婚姻費用を分担するために夫に持参した財産である。

第1541条 妻が自分のために嫁資とした物または夫婦財産契約において自分に与えられた物は、反対の取り決めがない限り、すべて嫁資である。

第1節 嫁資贈与 (De la Constitution de Dot) [*婚姻に際して、夫婦の一方に、その父または母によってなされる贈与。]

第1542条 嫁資贈与は、妻の現在および将来のすべての財産または現在のみのすべての財産または現在および将来の妻の財産の一部もしくは個人的な物に及ぶ。

一般的な用語での妻のすべての財産の嫁資贈与は、将来の財産を含まない。

第1543条 婚姻期間中は、嫁資を設定することも増加させることもできない。

第1544条 負担部分を区別しないで父母が共同で嫁資を設定したときは、その負担部分は、平等に設定されたものとみなされる。

父および母の権利のためだけに父が嫁資を設定したときは、母は、契約の際に居合わせていても、それに縛られないし、また嫁資全体は父が支払いの責任を負う。

第1545条 父または母のうち後に生存している者が、負担部分を特定しないで父および母の財産について嫁資贈与するときは、先ず、嫁資は、先に亡くなった配偶者の財産について将来の夫婦の権利として取得し、残りは嫁資設定者の財産から取得する。

第1546条 父母から嫁資を与えられた娘が父母が享有している財産で自分に固有の財産を持っているときでも、反対の取り決めがないときは、嫁資は嫁資設定者の財産かから取得される。

第1547条 嫁資を設定した者は、嫁資が設定された物の保証をしなければならない。

第1548条 嫁資の利息は、嫁資を与えるべき期限があったときでも、反対の取り決めがない限り、嫁資を約束した者に対して婚姻の日から当然に進行する。

第2節 嫁資に対する夫の権利および嫁資の不動産の不可譲渡性 (Des Droits du mari sur les biens dotaux, et de l'inaliénabilité du Fonds dotal)

第1549条 夫は単独で、婚姻中、嫁資の管理権をもつ。

夫は単独で、嫁資の債務者および嫁資の保持者を訴え、嫁資の果実および利息を受け取りまた元本の返済を受領する権利を有する。

妻は、夫婦財産契約により、受領証にもとづいて、その生活費および個人的な必要経費としてその収入の一部を毎年受け取ることを取り決めることができる。

第1550条 夫は、夫婦財産契約によって義務づけられていないときは、嫁資の受領について保証を提供する必要はない。

第1551条 嫁資またはその一部が夫婦財産契約によって価格をつけられた動産で、それを売却しないという届け出がないときは、夫はその所有者となり動産に付けられた価格についてしか債務者とはならない。

第1552条 嫁資である不動産に付けられた見積もりは、明白なその届け出がないときは、夫にその所有権を移転しない。

第1553条 最新の嫁資からもたらされた不動産は、夫婦財産契約によってその使用が定められていなかったときは嫁資ではない。

金銭である嫁資の支払いで提供された不動産についても同様とする。

第1554条 嫁資で構成される不動産は、夫によっても、妻によってもまた2人が共同してでも譲渡することも抵当に入れることもできない。但し、以下のことは例外とする。

第1555条 妻は、夫の許可を得てまたは夫の許可が得られないときは裁判所の許可を得て、その嫁資を、前婚の子を職に就かせるために贈与することができる。但し、裁判所によってのみ許可が得られた場合は夫の使用を留保しなければならない。

第1556条 妻は、夫の許可を得て、その嫁資を自分たちの共通の子を職に就かせるために贈与することができる。

第1557条 不動産である嫁資は、夫婦財産契約によりその譲渡が認められていたときは譲渡することができる。

第1558条 不動産である嫁資は、次の場合には、裁判所の許可を得て、3回の掲示の後に、譲渡できまた競売に付すことができる。

夫または妻を刑務所から出すため、
婚姻の編の第203条、205条および206条に定められた場合に、親族に扶養料を提供するため、

債務が婚姻以前の日付であるときは、妻の債務または嫁資を構成する債務の支払いのため、

嫁資である不動産を維持するために必要な大きな修繕をするため、
この不動産が第三者と共有であり、分割できないと認められるとき。

上記すべての場合において、必要な部分を超えた売却価格は嫁資のままであると認められ、妻の利益となるように利用されなければならない。

第1559条 嫁資である不動産は、妻の同意を得て、裁判所が職権で任命した鑑定人による評価を得たのち、裁判所の許可を得て、交換の実益を証明して、同額か少なくとも5分の4の価格で他の不動産と交換することができる。

この場合、交換された不動産は嫁資である。もしあるならば超えた価格もまた嫁資であり、妻の利益となるように利用されなければならない。

第1560条 上で定めた例外の場合以外に、妻もしくは夫またはその両者が不動産である嫁資を譲渡するときは、妻またはその相続人は婚姻解消の後にその譲渡を取り消すことができる。但し、婚姻期間中はいかなる時効をもってもそれに対抗することはできない。妻は、夫婦別産制の後には同様の権利をもつものとする。

夫は、自身で婚姻中は譲渡を取り消させることができる。夫婦財産契約において売却された財産が嫁資であると申告されていなかったときは、買い手の損害賠償を支払わなければならない。

第1561条 夫婦財産契約により譲渡できるとされていない嫁資である不動産は、婚姻期間中は時効にかからない。但し、それ以前に進行していた時効はこの限りでない。

しかし嫁資である不動産は、時効進行のときがいつであっても夫婦別産制の後には時効にかかる。

第1562条 夫は、嫁資について用益権の義務に服する。

夫は、その怠慢によって生じた時効の完成および損害についてすべて責任がある。

第1563条 嫁資が危機に陥ったときは、妻は第1443条以下に定めるように夫婦別産制を求めることができる。

第3節 嫁資の返還 (De la Restitution de la Dot)

第1564条 嫁資が不動産を構成し、

または夫婦財産契約により見積もられていない動産を構成し、または見積もりが妻から所有権を奪わないという届け出でによって、または価格をつけられた財産を構成するときは、

夫またはその相続人は、婚姻解消の後直ちにそれを返還するように強制される。

第1565条 嫁資が一定額の金銭であるとき、

または見積もりがその所有権を夫にもどさないという届け出でがなく夫婦財産契約により価格をつけられた動産であるときは、

その返還は、婚姻解消後1年たたなければ要求できない。

第1566条 所有権が妻に残っている動産が、夫の過失なしに使用により傷んだときは、夫はその動産が残っていて現存する状態で返還すればよい。

妻はすべての場合において、現実に使用するために下着および衣類を取り戻すことができる。但し、その下着および衣類が最初のままで残っていたときに、その価格を算定し直す場合は別である。

第1567条 嫁資が義務またはなくなった年金を含んでいるとき、または夫の怠慢のせいにはできない削減をこうむったときは、夫にはその責任がなくまたその契約を復元してその責任を免れる。

第1568条 嫁資に用益権が設定されているときは、夫またはその相続人は、婚姻解消のときに、用益権を返還するだけしか義務はなく、婚姻期間中に得た果実を返還しなくてもよい。

第1569条 嫁資の支払いについて定められた期間の終わりから10年間婚姻が続いていたときは、妻またはその相続人は、夫がそれを受け取ったことを証明する必要なしに、婚姻解消の後、夫に対して嫁資の返還を請求することができる。夫がその支払いを得るために努力したが無駄であったことを証明したときは別である。

第1570条 妻の死亡によって婚姻が解消されたときは、婚姻解消の日から返還すべき嫁資の利息および果実は妻の相続人のために当然に追求される。

婚姻の解消が夫の死亡によるときは、妻は、嫁資の利息を要求するかまたは夫の相続費用で扶養料を支払わせるかを選ぶことができる。しかしいずれの場合にも、その年の間の住居費および喪服代は夫の相続費から提供されなければ

ならず、妻に支払うべき利息から差し引いてはならない。

第1571条 婚姻解消に際して嫁資である不動産の果実は、最後の1年間の継続した期間に応じて、夫および妻またはその相続人の間で分配される

前項の年は、婚姻の儀式の日から開始される。

第1572条 妻およびその相続人は、嫁資の取り戻しについて、妻に対して抵当権をもっていた以前の債権者に対して優先権をもたない。

第1573条 父が娘に嫁資を設定したときにすでに夫が弁済不能で技術も職業ももたなかったときは、娘は、夫の相続に対して有する訴訟以外は、それを返還してもらうために父の相続財産に関係づけられることはない。

しかし夫が婚姻以後、支払い不能となったとき、

または夫が財産の代わりとなる仕事あるいは職業をもっていたときは、嫁資の喪失は妻だけの責任となる。

第4節 嫁資外財産 (Des Biens paraphernaux)

第1574条 嫁資を構成しない妻の財産は、すべて嫁資外財産とする。

第1575条 妻の全財産が嫁資外財産でありまた夫婦財産契約において婚姻費用の一部を妻に負担させるという取り決めがないときは、妻はその収入の3分の1まで婚姻費用を負担する。

第1576条 妻は、嫁資外財産を管理し、それを享有する権利をもつ。

但し、妻は夫の許可なしにまたは夫が許可しないときは裁判所の許可なしにはその財産を譲渡できないしその財産を理由として裁判に出頭することもできない。

第1577条 妻が、夫に果実について報告をさせる義務とともに嫁資外財産の管理について代理権を与えたときは、夫は妻に対してすべての代理人のようにその報告をしなければならない。

第1578条 夫が妻の委任なしにしかし妻の反対なしに妻の嫁資外財産を享受したときは、婚姻解消の際にまたは妻の最初の請求の際に、現存する果実の提示をすればよく、そのときまでに消費した果実の報告をしなくてもよい。

第1579条 夫が妻の明確な反対にもかかわらず嫁資外財産を享受したときは、夫は、現存する果実とともに消費した果実のすべてを妻に報告しなければならない。

第1580条 嫁資外財産を享受する夫は、用益物権者のすべての義務を果たさなければならない。

特別規定 (Disposition particulière)

第1581条 嫁資制度に従って、夫婦は、後得財産組合 (société d'acquêtes) を取り決めることができ、この組合の効果は第1498条および1499条の定めたとおり規制される。

第6編 売買 (De la Vente)

第1章 売買の性質および形式 (De la nature et de la forme de la Vente)

第1582条 売買とは、一方がある物を引き渡し他方がその物の代金を支払うという契約である。

売買は、公式証書 (acte authentique) によりまたは私署証書 (seing privé) により行うことができる。

第1583条 物がまだ引き渡されなくてもまた対価が支払われなくても、物とその価格が合意されたときに直ちに、売買は当事者間で完全になり、所有権は当然に売り手から買い手に移る。

第1584条 売買は、無条件で、または停止的条件のもとであろうと解除条件のもとであろうと、単純になされ得る。

売買は、二つの物または複数の選択的な物を目的としてもなされ得る。

すべての場合において、売買の効果は、契約の一般原則に規制される。

第1585条 商品がひとまとめで売られるのではなく、重さで、数でまたは計量で売られるときは、売られる物が計量され、数えられまたは測定されるまでは売られる物は売り手の責任であるという意味で売買はまだ完全ではない。しかし買い手は、契約不履行の場合には、その商品の引き渡しまたは損害賠償を請求することができる。

第1586条 逆に商品がひとかたまりで売られたときは、商品がまだ計量されてなくても、数えられてなくてもまた測定されてなくても、売買は完全である。

第1587条 ブドウ酒、油その他およびそれを買う前に試飲する慣例のある物については、買い手がそれを試して同意するまでは、売買は成立しない。

第1588条 それを試してなされる売買は、常に停止条件のもとでなされたものと推定される。

第1589条 両当事者が相互にその物と値段に同意したときは、売買の約束は売買に

相当する。

第1590条 手付けによって売買の約束がなされたときは、契約当事者はそれぞれ次の条件で契約を取り消すことができる、

手付けを与えた者は手付けを失うこと、

手付けを受け取った者はその倍を返すこと。

第1591条 売買の値段は、両当事者が定めまた指示しなければならない。

第1592条 しかし売買の値段を第三者の仲裁に委ねることができる。第三者がそれを評価することを望まずまたはそれができないときは、売買は行われぬ。

第1593条 売買の際の証書の費用およびその他の付随的な費用は、買い手の負担とする。

第2章 売買できる者 (Qui peut acheter ou vendre)

第1594条 法律が禁止していない者は、売買することができる。

第1595条 夫婦間では、次の三つの場合以外は、売買契約を結ぶことはできない。

1. 夫婦の一方がその手数料を支払って、裁判によって夫婦財産を分けた他の一方に財産を譲渡する場合、
2. たとえ夫婦財産を分けていなくても、不動産または金銭が共同のものにならないときは、夫が妻に対してなした譲渡が譲渡された財産の利用または妻に属する金銭の利用のような法的な理由がある場合、
3. 夫婦財産共有制を排除したとき、妻が嫁資として夫に約束した額の支払いとして夫に財産を譲渡する場合。

但し、上記三つの場合において、間接贈与があるときは、契約当事者の相続人の権利は別である。

第1596条 次の者は、自らもまた人を介しても落札人となることはできず、違反したときは無効とする。

後見をしている者の財産の後見人、

売却の責任がある者の財産の受任者、

自己に管理が委ねられている市町村または公の施設の管理者、

自己の管理により売買が行われる国有財産についての官吏。

第1597条 裁判官、予備裁判官、検察官、その代理、書記、執達吏、代訴士、非公式な弁護人および公証人は、その職務を行使する管轄の範囲において裁判所の権限である係争中の訴訟、権利および訴権の譲受人となることはできない。違反した場合は無効であり、訴訟費用および損害賠償を払わなければならない。

第3章 売ることができる物 (Des Choses qui peuvent être vendues)

第1598条 商取引にあるすべての物は、特別法が譲渡を禁じていない限り、売買することができる。

第1599条 他人の物の売買は無効である。買い主が他人の物であることを知らなかったときは、売り主に対して損害賠償を求めることができる。

第1600条 生存者の相続財産は、たとえ本人の同意があっても売買することはできない。

第1601条 売買のときに売却された物が全部なくなっていたときは売買は無効となる。

なくなった物が一部だけであるときは、買い主は売買を放棄するか目的物が一部滅失したときの代金決定のための滅失部分の評価 (ventilation) により価格を決定して残存部分の引き渡しを要求するかを選択できる。

第4章 売り主の義務 (Des Obligations du Vendeurs)

第1節 総則 (Dispositions Générales)

第1602条 売り主は、自分が責任を負うことを明確に説明しなければならない。

不明瞭または曖昧な契約は、すべて売り主の不利益に解釈される。

第1603条 売り主は二つの主たる義務を負う。売る物の引き渡しの義務とその物を保証する義務である。

第2節 引き渡し (De la Délivrance)

第1604条 引き渡しとは、売った物を買主の支配と所有に移転することである。

第1605条 不動産を引き渡す義務は、建物については鍵を引き渡したときにまたは土地については所有権の証書を引き渡したときに売り主の義務は果たされる。

第1606条 動産の引き渡しは次のことによって行われる。

現実の引き渡しにより、

動産を入れる建物の鍵の引き渡しにより、

引き渡しが行われるときにできない場合または買い主が別の資格ですでにその動産の権限をもっていたときは、当事者の合意のみによって。

第1607条 無体権 (droits incorporels) の引き渡しは、証書の引き渡しにより、またはその買い主が売り主の同意を得た使用によりなされる。

- 第1608条 引き渡しの費用は売り主の負担であり、移転の費用は、反対の定めがない場合は、買い主の負担とする。
- 第1609条 引き渡しは、別の取り決めがない限り、売買のときにその目的物があった場所で行われなければならない。
- 第1610条 売り主が当事者間で合意した時に引き渡しをしなかった場合は、買い主はその選択により売買の解除を要求するかまたは遅滞の原因が売り主のせいだけであるときは所有権の移転を要求することができる。
- 第1611条 すべての場合において、取り決めた期限内に引き渡ししなかったことにより買い主に損害が生じたときは、売り主は損害賠償を言い渡されなければならない。
- 第1612条 買い主が売買の代金を支払わず且つ売り主が支払い期間の猶予について同意しないときは、売り主は品物の引き渡しをしなくてもよい。
- 第1613条 売買の後に買い主が破産または支払い不能に陥り、売り主が代金の喪失について差し迫った危険にあるときは、売り主が支払いの期間の猶予に同意していても、売り主には引き渡しの義務はない。但し、買い主が売り主に対してその期間に代金を支払うべき保証人を立てたときはこの限りでない。
- 第1614条 品物は売買のときの状態で引き渡されなければならない。
売買のときからすべての果実は買い主のものである。
- 第1615条 物の引き渡し義務は、その付属品およびその物の永続的な使用に当てられたすべての物を含む。
- 第1616条 売り主は、契約書に記入されていた内容を引き渡さなければならない。
但し、このことについては、後に定められる修正に従わなければならない。
- 第1617条 不動産の売買が、面積の指示とともに広さにつきいくらかという割合でなされたときは、買い主が要求するときは、売り主は契約書に示された面積を買い主に引き渡さなければならない。
もし売り主が契約書に示された面積を渡すことができない場合、または買い主がそれを要求しない場合は、売り主は契約書に示された面積と現実の面積との差を認めて価格を比例的に減少しなければならない。
- 第1618条 前条の場合において逆に、面積が契約の際に示された面積よりも多い場合は、買い主は、値段の追加を支払うかまたは表示された面積の20分の1を超えて多いときは契約を取り下げるかを選択することができる。
- 第1619条 次のようなその他すべての場合においては、
一個の定まった不動産について売買が行われたとき、

離れた別の土地を目的として売買が行われたとき、
先ず測量して売買を始めたときまたは不動産を定めてから測量して売買をしたとき、

上記の場合には、その測量の表示があるときは、売られた物の全体の価値を考慮して、現実の測量と契約の際に示された面積との差が20分の1の多少であるときは、売り主にとっては測量の結果余分については価格の追加は認められず、買い主にとっては測量の結果不足分について価格の減少は認められない。但し、それと反対の取り決めがあるときはこの限りでない。

第1620条 前条にしたがって測量の結果余分について価格を増加すべきときは、買い主は、契約を取り消すかまたはその価格の増加を支払って不動産を保持するかを選択できる。買い主がその不動産を保持したときは、価格の増加分とともにその利息も支払わなければならない。

第1621条 買い主が契約を取り消す権利をもつときは、売り主は受け取った代金のほかに契約の費用を返却しなければならない。

第1622条 売り主からの価格の増加についての訴訟または買い主からの契約解除の訴訟は、契約の日を含めて1年以内に提起しなければならない。そうでないときは訴権を失う。

第1623条 それぞれを測量して同一の契約で、同一の価格で二つの土地を売買したとき、両方とも測量して一方の面積が少なくまた他方の面積が多いときは、面積の多少が匹敵するまで相殺しなければならない。価格の増加または減少についての訴訟は、前条で定められた規定によらなければ提起できない。

第1624条 引き渡し前に売却された物が滅失または毀損したときに売り主または買い主のいずれが責任を負うかについての問題は、契約または約定債務一般の編に定められた規定により判断される。

第3節 担保責任 (De la Garantie)

第1625条 売り主が買い主にすべき担保責任には二つの目的がある。第一は、売られた物の平穩な占有を保証することであり、第二は、売られた物の隠れた瑕疵 (défaut caché) または売買契約の取消し原因となる瑕疵 (vice redhibitoire) がないことを保証することである。

第1款 追奪の場合の担保責任 (De la garantie en cas d'éviction)

第1626条 売り主は、売買のときに担保責任に関する取り決めがなかったときで

あっても、売られた物の全部または一部の中に買い主が被害を被る追奪の担保責任に対する権利についてまたは売買の際に表明されなかったその物について主張された負担について担保責任を負う。

第1627条 当事者は、特別な取り決めにより、前条の当然の責任にその効果を付加しました減じることができる。当事者は、売り主がいかなる担保保証にも服さないことを取り決めることができる。

第1628条 売り主は、売り主がいかなる担保責任にも服さないとした場合でも、個人的な行為の結果については担保責任を負わなければならない。これに反するすべての取り決めは無効である。

第1629条 売り主は、担保責任を負わないという取り決めがある場合であっても、追奪の場合には価格の返済をしなければならない。但し、買い主が売買の際に追奪の危険を知っておりまたは全責任を負って買ったときは別である。

第1630条 担保責任が約束されていたときまたは保証の問題について何も取り決めがなされていなかったとき、買い主が追奪されたときは、買い主は売り主に対して次のことを請求する権利を有する。

1. 代金の返済、
2. 追奪された所有者に返還する義務があるときは、果実の返済、
3. 買い手の保証請求にもとづいてなされた費用および最初の請求者によりなされた費用、
4. 損害賠償ならびに契約にかかった費用および契約の法定費用。

第1631条 売り主は、追奪の際に売られた物の価値が下がりまたは買い主の過失により著しく破損したときは、その物の全体の価格を返却する必要はない。

第1632条 しかし売り主は、買い主が自分で行った破損により利益を得たときは、値段からこの利益に等しい額を差し引く権利を有する。

第1633条 売られた物が、買い主の行為とは関係なく、追奪のときに値上がりした場合は、売り主は、売買価格より値上がりした価格を買い主に支払わなければならない。

第1634条 売り主は、自分が土地にほどこした有用な修理および改善のすべてを買い主に返還しなければならずまたは追奪した者に返還させなければならない。

第1635条 売り主が悪意で他人の土地を売ったときは、売り主がその土地にほどこした奢侈費用または娯楽費用をもすべて買い主に返還しなければならない。

第1636条 買い主が物の一部しか追奪されなかったとき、追奪が全体に比べて買い主が追奪された物の一部を含まずには買わなかった程のときでも、買い主は売

買を実現させることができる。

第1637条 売られた土地の一部についての追奪の場合に、売買が解除されたときは、買い主は、売られた物の価格が増加しているか減少しているかを問わず、売買の全体の価格に比例しないで追奪のときの評価に従って追奪されたものの一部の価格は買い主に返還される。

第1638条 非表見的地役権 (servitude non apparente) であることを告げないで売られた相続財産に担保が設定されていたときは、そのことが知らされていたならば買い主が買わなかったことが推定されるような重要なことであるときは、買い主は、契約の非遡及的解除 (résiliation) を要求することができる。但し、買い主が契約を解除しないで損失の賠償を欲するときはこの限りでない。

第1639条 その他、売り主の売買の不履行のために損害賠償が行われ得るかという問題は、契約または約定債務一般の編で定められた一般原則に従って決められなければならない。

第1640条 買い主が最終審の判決で損害賠償を認められまたは売り主を呼び出さずに控訴がもはや認められない場合に、売り主が請求を却下させるのに十分な手段が存在していることを証明するときは、追奪による担保責任は終わる。

第2款 売り渡し物の瑕疵についての担保責任 (De la garantie des défauts de la chose vendue)

第1641条 売り主は、売られた物に使用目的に沿った用法に不適切である隠れた瑕疵を理由としてまたはそのことを知っていれば買い主がそれを買わなかったようなもしくはもっと安い価格しか払わなかったような用法を減じるような隠れた瑕疵を理由として担保責任を負わなければならない。

第1642条 売り主は、明らかな瑕疵があり買い主自らがその瑕疵に納得していたときは、担保責任を負わなくてもよい。

第1643条 売り主は、たとえそれを知らなかったときでも、隠れた瑕疵について責任を負わなければならない。但し、この場合においても、売り主がいかなる担保責任も負わないと取り決めたときはこの限りでない。

第1644条 第1641条および1643条の場合において、買い主は、物の返還および価格を引き下げるか、または物を残して鑑定人により判定された価格の一部を返還させるかを選択することができる。

第1645条 売り主が物の瑕疵を知っていたときは、受け取った代金の返還のほかに買い主に対してすべての損害賠償をしなければならない。

第1646条 売り主が物の瑕疵を知らなかったときは、売り主は代金の返還および売
買によって引き起こされた費用の返還だけをすればよい。

第1647条 瑕疵のある物が品質の悪さの結果滅失したときは、売り主は、滅失の場
合は買い主に対して代金の返還をしなければならず、さらに前2カ条に定めら
れたその他の損害賠償をしなければならない。

滅失が偶発的な原因によって引き起こされたときは、買い主の負担とする。

第1648条 売買契約目的物の重要な瑕疵 (vice redhibitoire) にもとづく訴訟は、
短期のうちに、重要な瑕疵の性質に従ってまた売買がなされた場所の慣行に
従って、買い主によって提起されなければならない。

第1649条 司法権によってなされた売買の場合には、訴訟は行われぬ。

第5章 買い主の義務 (Des Obligations de l'acheteur)

第1650条 買い主の主たる義務は、売買によって決められた日に決められた場所で
代金を支払うことである。

第1651条 売買のときに支払いについて何も決められていなかったときは、買い主
は、引き渡しが行なわれるべき日と場所で支払いをしなければならない。

第1652条 買い主は、次の三つの場合において、元金の支払いまで売買代金の利息
を支払わなければならない。

売買のときにそのように取り決められていた場合、

売られて引き渡された物が果実またはその他の収入をもたらす場合、

買い主が支払うように催促されていた場合。

最後の場合においては、利息は催促のときからでなければ計算されない。

第1653条 買い主が、抵当権訴訟または所有権返還訴訟によって、不安になりまた
は不安になる正当な理由があるときは、買い主は、売り主が不安をなくすま
で、代金の支払いを延期することができる。但し、売り主が保証人を立てたと
きまたは不安にもかかわらず買い主が代金を支払うことを取り決めたときはこ
の限りでない。

第1654条 買い主が代金を支払わないときは、売り主は、売買の解除を請求するこ
とができる。

第1655条 売り主がその物および代金を失う危険があるときは、不動産売買の解除
は、直ちに裁判所により判決される。

前項の危険が存在しないときは、裁判官は、事情によって買い主に多少の猶
予期間を認めることができる。

買い主が代金を支払わないで前項の期間が経過したときは、売買の解除が言い渡されなければならない。

第1656条 不動産売買の際に合意された猶予期間内に代金の支払いがないときは、売買が当然に解除されるということが取り決められていたときでも、買い主が催告によって遅滞のままでない限り、買い主はその猶予期間経過後でも代金を支払うことができる。しかし、裁判官は、その催告後は買い主に猶予期間を認めることはできない。

第1657条 食料品および財産の売買に関しては、引き取り (retirement) のために合意された猶予期間の経過後は、売買の解除は、売り主のために催告なしに当然に行われる。

本学法学部の中村義孝名誉教授は、2018年7月2日急逝されました。フランス法史をご専門とされた故中村教授は、明治初期日本が近代的な西洋流の法制度を築き上げる際に手本としたフランスの法体系を巨視的なご見地から、歴史的に系統立てて検討され、現在の法の到達点を動的に把握するという研究を続けてこられました。こうした故中村教授のフランス法史へのご功績は筆舌に尽くすことができません。本稿も、日本の民法に少なからぬ影響を与えたナポレオン法典の全訳に取り組みられた労作の一つです。お酒を愛され、学生を愛された故中村教授は、そのご人徳を慕う研究者の後進である私たちとも、学生、卒業生とも常に暖かい交流の時間を育まれ、また時には厳しく熱心に指導にあたられ、私たち立命館で研究に従事する後輩に、研究者としての姿勢のみならず、「常に学生の成長を第一に考え教育する」教育者としての在り方もお導きいただきました。本学が先生から拝受した恩恵は計り知れず深いものでした。

——学生時代より先生のご指導ご鞭撻を頂戴してきた私自身、あまりに急なご逝去を整理できない心地のままではありますが、

ここに謹んで哀悼の意を表します。

本稿は、故中村教授の手によりすでに校了となっておりましたので、ご遺族の了承を得て、そのまま掲載いたします。

立命館大学法学会会長 徳川 信治